

京都市土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年 9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第68号

京都市土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

京都市土採取規制条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部開発指導課)